



発行  
東京都

目次

74

告示

○東京都宝くじの発売（七件）……………（財務局主計部公債課）…一

雑報

○全国自治宝くじの発売（二十八件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告示

●東京都告示第千百九十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和七年一月八日から同月二十八日まで

七 抽せん期日 令和七年一月三十一日

八 当せん金支払開始 令和七年二月五日  
期日

九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 三十万円 二十本

三等 三万円 四百本

四等 五千元 二千本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万二千四百四十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千百九十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和七年一月八日から同年二月六日まで

七 抽せん期日 令和七年二月十二日

八 当せん金支払開始 令和七年二月十七日  
期日

九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 五十九本

二等 百万円 百二十本

三等 一万円 一万二千本

四等 千円 六万本

五等 二百円 六十万本

新春幸運賞 三万円 二十四百本

計 六十七万四千五百八十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千百九十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
- 六 発売期間 令和七年一月十五日から同年二月四日まで
- 七 当せん金支払開始 令和七年一月十五日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 五百万円 二本  
二等 五十万円 百本  
三等 一万円 千本  
四等 千円 一万本  
五等 二百円 三十万本
- 計 三十一万一千百二本
- 九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千九十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
- 六 発売期間 令和七年二月五日から同年三月四日まで
- 七 当せん金支払開始 令和七年二月五日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 百万円 十本  
二等 五十万円 百本  
三等 一万円 四千本  
四等 二千円 一万本  
五等 二百円 十万本
- 計 十一万四千百十本
- 九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千九十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和七年二月十九日から同年三月十一日まで
- 七 抽せん期日 令和七年三月十四日
- 八 当せん金支払開始 令和七年三月十九日  
期日
- 九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 千万円 一本  
一等の後賞 二百五十万円 二本  
一等の組違い賞 十万円 十九本  
二等 三十万円 二十本  
三等 三万円 四百本  
四等 五千円 二千本  
五等 千円 二万本  
六等 百円 二十万本
- 計 二十二万二千四百四十二本

|                                                                                         |  |                                                                                         |              |       |         |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|---------|------|------|
| 十 注意事項                                                                                  |  | 四等                                                                                      | 千円           | 三万五千本 | 一等の後賞   | 五百万円 | 二本   |
| (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 |  | 五等                                                                                      | 二百円          | 三十五万本 | 一等の組違い賞 | 十万円  | 十九本  |
| (二) 証票は、転売できない。                                                                         |  | 新生活応援賞                                                                                  | 三万円          | 千四百本  | 二等      | 三十万円 | 二十本  |
|                                                                                         |  | 計                                                                                       | 三十九万三千五百七十七本 |       | 三等      | 二万円  | 二百本  |
|                                                                                         |  | 十 注意事項                                                                                  |              |       | 四等      | 五千元  | 二千本  |
|                                                                                         |  | (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 |              |       | 五等      | 千円   | 二万本  |
|                                                                                         |  | (二) 証票は、転売できない。                                                                         |              |       | 六等      | 百円   | 二十万本 |
|                                                                                         |  | 計                                                                                       | 二十二万二千二百四十二本 |       |         |      |      |
|                                                                                         |  | 十 注意事項                                                                                  |              |       |         |      |      |
|                                                                                         |  | (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 |              |       |         |      |      |
|                                                                                         |  | (二) 証票は、転売できない。                                                                         |              |       |         |      |      |

|                   |                             |                    |  |
|-------------------|-----------------------------|--------------------|--|
| ●東京都告示第千九十九号      |                             | 当せん金付証票を次のとおり発売する。 |  |
| 令和六年十一月二十九日       |                             | 東京都知事 小 池 百合子      |  |
| 一 名称              | 第二千六百十五回東京都宝くじ              |                    |  |
| 二 受託銀行等の名称及び所在地   | 株式会社みずほ銀行<br>千代田区大手町一丁目五番五号 |                    |  |
| 三 発売の数及び総額        | 三百五十万枚 七億円                  |                    |  |
| 四 証票金額            | 一枚二百円                       |                    |  |
| 五 証票型式            | 開封式                         |                    |  |
| 六 発売期間            | 令和七年三月十一日から同月三十一日まで         |                    |  |
| 七 抽せん期日           | 令和七年四月四日                    |                    |  |
| 八 当せん金支払開始期日      | 令和七年四月九日                    |                    |  |
| 九 当せん金の額及び当せん数の等級 | 当せん金<br>当せん本数               |                    |  |
| 一等                | 三千万円 一本                     |                    |  |
| 一等の後賞             | 千万円 二本                      |                    |  |
| 一等の組違い賞           | 十万円 三十四本                    |                    |  |
| 二等                | 三十万円 百四十本                   |                    |  |
| 三等                | 一万円 七千本                     |                    |  |

|                   |                             |                    |  |
|-------------------|-----------------------------|--------------------|--|
| ●東京都告示第千二百号       |                             | 当せん金付証票を次のとおり発売する。 |  |
| 令和六年十一月二十九日       |                             | 東京都知事 小 池 百合子      |  |
| 一 名称              | 第二千六百十六回東京都宝くじ              |                    |  |
| 二 受託銀行等の名称及び所在地   | 株式会社みずほ銀行<br>千代田区大手町一丁目五番五号 |                    |  |
| 三 発売の数及び総額        | 二百万枚 二億円                    |                    |  |
| 四 証票金額            | 一枚百円                        |                    |  |
| 五 証票型式            | 開封式                         |                    |  |
| 六 発売期間            | 令和七年三月十二日から同月二十五日まで         |                    |  |
| 七 抽せん期日           | 令和七年三月二十八日                  |                    |  |
| 八 当せん金支払開始期日      | 令和七年四月二日                    |                    |  |
| 九 当せん金の額及び当せん数の等級 | 当せん金<br>当せん本数               |                    |  |
| 一等                | 二千万円 一本                     |                    |  |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 雑 報 |  |  |  |
|     |  |  |  |

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|   |               |                                            |
|---|---------------|--------------------------------------------|
| 一 | 名称            | 第千三十六回全国自治宝くじ                              |
| 二 | 受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                   |
| 三 | 発売の数及び総額      | 七百五十万枚 二十二億五千万円                            |
| 四 | 証券金額          | 一枚三百円                                      |
| 五 | 証券型式          | 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法） |
| 六 | 発売期間          | 令和七年一月八日から同年二月六日まで                         |
| 七 | 当せん金支払開始期日    | 令和七年一月八日                                   |
| 八 | 当せん金の額及び当せんの数 | 当せん本数                                      |
| 等 | 級             | 当せん金                                       |
| 一 | 等             | 千五百万円 十五本                                  |
| 二 | 等             | 百万円 九十本                                    |
| 三 | 等             | 十万円 三百九十本                                  |
| 四 | 等             | 一万円 八千百本                                   |
| 五 | 等             | 千円 十五万本                                    |
| 六 | 等             | 三百円 百五十万本                                  |

計 百六十五万八千五百九十五本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|   |               |                                            |
|---|---------------|--------------------------------------------|
| 一 | 名称            | 第千三十七回全国自治宝くじ                              |
| 二 | 受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                   |
| 三 | 発売の数及び総額      | 四百五十万枚 九億円                                 |
| 四 | 証券金額          | 一枚二百円                                      |
| 五 | 証券型式          | 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法） |
| 六 | 発売期間          | 令和七年一月十五日から同年二月二十八日まで                      |
| 七 | 当せん金支払開始期日    | 令和七年一月十五日                                  |
| 八 | 当せん金の額及び当せんの数 | 当せん本数                                      |
| 等 | 級             | 当せん金                                       |
| 一 | 等             | 百万円 二十七本                                   |
| 二 | 等             | 五万円 九十本                                    |
| 三 | 等             | 一万円 一万二千六百本                                |
| 四 | 等             | 二千円 九万本                                    |
| 五 | 等             | 二百円 四十五万本                                  |

計 五十五万二千七百十七本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三十八回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、  
一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年一月二十二日から同年二月六日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年一月二十二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 五本

二等 五十万円 二百本

三等 一万円 二万五千本

四等 二千円 五万本

五等 二百円 五十万本

計 五十七万五千二百五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三十九回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 千百万枚 十一億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和七年一月二十九日から同年二月十八日まで

七 抽せん期日 令和七年二月二十一日

八 当せん金支払開始期日 令和七年二月二十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 三本

一等の後賞 二百五十万円 六本

一等の組違い賞 十万円 三百二十七本

二等 三十万円 百十本

三等 三万円 二千二百本

四等 五千円 一万一千本

五等 千円 十一万本

六等 百円 百十万本

計 百二十二万三千六百四十六本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|     |                                                                                     |                                                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 一   | 名称                                                                                  | 第千四十回全国自治宝くじ                                   |
| 二   | 受託銀行等の名称及び所在地                                                                       | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                       |
| 三   | 発売の数及び総額                                                                            | 四百五十万枚 九億円                                     |
| 四   | 証券金額                                                                                | 一枚二百円                                          |
| 五   | 証券型式                                                                                | 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、<br>一等から五等までの当せんが判明する方法） |
| 六   | 発売期間                                                                                | 令和七年二月五日から同月十八日まで                              |
| 七   | 当せん金支払開始期日                                                                          | 令和七年二月五日                                       |
| 八   | 当せん金の額及び当せんの数                                                                       | 当せん本数                                          |
| 等   | 級                                                                                   | 当せん金                                           |
| 一等  |                                                                                     | 五百万円 九本                                        |
| 二等  |                                                                                     | 五百万円 四百五十本                                     |
| 三等  |                                                                                     | 一万円 四千五百本                                      |
| 四等  |                                                                                     | 二千元 二万二千五百本                                    |
| 五等  |                                                                                     | 二百円 百三十五万本                                     |
| 計   |                                                                                     | 百三十七万七千四百五十九本                                  |
| 九   | 注意事項                                                                                |                                                |
| (一) | 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 |                                                |
| (二) | 証券は、転売できない。                                                                         |                                                |

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|         |                                                                                     |                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 一       | 名称                                                                                  | 第千四十一回全国自治宝くじ                                                                        |
| 二       | 受託銀行等の名称及び所在地                                                                       | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                                                             |
| 三       | 発売の数及び総額                                                                            | 一億一千万枚 三百三十億円                                                                        |
| 四       | 証券金額                                                                                | （三十億円を一単位（一ユニット）として十一単位（一ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） |
| 五       | 証券型式                                                                                | 一枚三百円                                                                                |
| 六       | 発売期間                                                                                | 開封式<br>令和七年二月七日から同年三月十日まで                                                            |
| 七       | 抽せん期日                                                                               | 令和七年三月十八日                                                                            |
| 八       | 当せん金支払開始期日                                                                          | 令和七年三月二十四日                                                                           |
| 九       | 当せん金の額及び当せんの数                                                                       | 当せん本数                                                                                |
| 等       | 級                                                                                   | 当せん金                                                                                 |
| 一等      |                                                                                     | 二億円 一本                                                                               |
| 一等の後賞   |                                                                                     | 五千万円 二本                                                                              |
| 一等の組違い賞 |                                                                                     | 十万円 九十九本                                                                             |
| 二等      |                                                                                     | 十万円 十本                                                                               |
| 三等      |                                                                                     | 百万円 三百本                                                                              |
| 四等      |                                                                                     | 五万円 千本                                                                               |
| 五等      |                                                                                     | 一万円 一万本                                                                              |
| 六等      |                                                                                     | 三千元 十万本                                                                              |
| 七等      |                                                                                     | 三百円 百万本                                                                              |
| 計       |                                                                                     | 百一十一万一千四百十二本                                                                         |
| 備考      |                                                                                     |                                                                                      |
| 一       | 等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。                 |                                                                                      |
| 二       | 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。                                                            |                                                                                      |
| 十       | 注意事項                                                                                |                                                                                      |
| (一)     | 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 |                                                                                      |
| (二)     | 証券は、転売できない。                                                                         |                                                                                      |

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十六号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千四十二回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 五千万枚 百五十億円  
(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証票金額 一枚三百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年二月七日から同年三月十日まで

七 抽せん期日 令和七年三月十八日

八 当せん金支払開始期日 令和七年三月二十四日

九 当せん金の額及び当せん数の等 級

一等 当せん金 二千万円 当せん本数 十本

二等 当せん金 一千万円 当せん本数 二十本

三等 当せん金 五百万円 当せん本数 三百本

四等 当せん金 一百万円 当せん本数 千本

五等 当せん金 三千万円 当せん本数 一万本

六等 当せん金 三百円 当せん本数 百万本

計 百一十一万一千三百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十七号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千四十三回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 七百五十万枚 十五億円  
四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和七年二月十九日から同年三月十一日まで

六 発売期間 令和七年二月十九日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の等 級

一等 当せん金 三百万円 当せん本数 十五本

二等 当せん金 一百万円 当せん本数 七百五十本

三等 当せん金 五万円 当せん本数 一万五百本

四等 当せん金 二千万円 当せん本数 三万七千五百本

五等 当せん金 二百円 当せん本数 二百二十五万本

計 二百二十九万八千七百六十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

| 一<br>名称            | 第千四十四回全国自治宝くじ                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 二<br>受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                                             |
| 三<br>発売の数及び総額      | 五百五十万枚 十一億円                                                          |
| 四<br>証券金額          | 一枚二百円                                                                |
| 五<br>証券型式          | 被封印（被封印された特定部分を削り取るにより、<br>一等から五等までの当せんが判明する方法）<br>令和七年三月五日から同月十八日まで |
| 六<br>発売期間          | 令和七年三月五日から同月十八日まで                                                    |
| 七<br>当せん金支払開始期日    | 令和七年三月五日                                                             |
| 八<br>当せん金の額及び当せんの数 | 当せん金 当せん本数                                                           |
| 等 級                |                                                                      |
| 一等                 | 百万円 三十三本                                                             |
| 二等                 | 五十万円 百十本                                                             |
| 三等                 | 一万円 一万五千四百本                                                          |
| 四等                 | 二千円 十一万本                                                             |
| 五等                 | 二百円 五十五万本                                                            |
| 計                  | 六十七万五千五百四十三本                                                         |

#### 九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百九十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

| 一<br>名称            | 第千四十五回全国自治宝くじ                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 二<br>受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                                               |
| 三<br>発売の数及び総額      | 五百五十万枚 十六億五千万円                                                         |
| 四<br>証券金額          | 一枚三百円                                                                  |
| 五<br>証券型式          | 被封印（被封印された特定部分を削り取るにより、<br>一等から六等までの当せんが判明する方法）<br>令和七年三月十一日から同月三十一日まで |
| 六<br>発売期間          | 令和七年三月十一日                                                              |
| 七<br>当せん金支払開始期日    | 令和七年三月十一日                                                              |
| 八<br>当せん金の額及び当せんの数 | 当せん金 当せん本数                                                             |
| 等 級                |                                                                        |
| 一等                 | 三十万円 十一本                                                               |
| 二等                 | 五十万円 五十五本                                                              |
| 三等                 | 十万円 百十本                                                                |
| 四等                 | 一万円 五百五十本                                                              |
| 五等                 | 千円 五万五千本                                                               |
| 六等                 | 三百円 百十万本                                                               |
| 計                  | 百十五万五千七百二十六本                                                           |

#### 九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千四十六回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 四百五十万枚 九億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年三月十一日から同月二十五日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年三月十一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 五百万円 九本

二等 十万円 四十五本

三等 一万円 千八百本

四等 二千円 四万五千本

五等 二百円 百三十五万本

計 百三十九万六千八百五十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千四十七回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八百万枚 八億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から三等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年三月十二日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年三月十二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 五万円 四百八十本

二等 五百円 八万本

三等 百円 三百二十万本

計 三百二十八万四千八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|   |                |                                                                                                                            |
|---|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 名称             | 第千四十八回全国自治宝くじ                                                                                                              |
| 二 | 受託銀行等の名称及び所在地  | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                                                                                                   |
| 三 | 発売の数及び総額       | 四百万枚 八億円                                                                                                                   |
| 四 | 証券型式           | 一枚二百円                                                                                                                      |
| 五 | 証券期間           | 被封印（被封印された特定部分を削り取るにより、<br>一等から五等までの当せんが判明する方法）<br>令和七年三月十九日から同月三十一日まで                                                     |
| 六 | 当せん金支払開始期日     | 令和七年三月十九日                                                                                                                  |
| 七 | 当せん金の額及び当せん金の数 | 当せん金 当せん本数                                                                                                                 |
| 八 | 等級             | 一等 百万円 二十四本<br>二等 五十万円 八十本<br>三等 一万円 一万一千二百本<br>四等 二千円 八万本<br>五等 二百円 四十万本                                                  |
| 九 | 注意事項           | 計 四十九万一千三百四本<br>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。<br>(二) 証券は、転売できない。 |

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

|   |                |                                                                                                                                   |
|---|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 名称             | 第百三十回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）                                                                                                     |
| 二 | 受託銀行等の名称及び所在地  | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                                                                                                          |
| 三 | 発売の数及び総額       | 百五十万枚 七億五千万円<br>（二億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）                               |
| 四 | 証券金額           | 一枚五百円                                                                                                                             |
| 五 | 証券型式           | 被封印                                                                                                                               |
| 六 | 発売期間           | 令和七年一月一日から同月三十一日まで                                                                                                                |
| 七 | 当せん金支払開始期日     | 令和七年一月一日                                                                                                                          |
| 八 | 当せん金の額及び当せん金の数 | 当せん金 当せん本数                                                                                                                        |
| 九 | 等級             | 一等 五千万円 三本<br>二等 百万円 十五本<br>三等 五十万円 百二十本<br>四等 一万円 七百五十本<br>五等 五千円 千五百本<br>六等 千円 三万本<br>七等 七百元 三万本<br>八等 五百円 七万五千本<br>九等 三百円 三十万本 |
| 九 | 注意事項           | 計 四十一万三千八百八本<br>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。<br>(二) 証券は、転売できない。        |

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十一回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百万枚 六億円  
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証券金額  
一枚三百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年一月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年一月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級  
当せん金 当せん本数

一等 二千万円 二本

二等 一千万円 二十本

三等 三千万円 二百本

四等 二千万円 千本

五等 一千万円 二千本

六等 七百万円 三千本

七等 五百万円 四万本

八等 三百万円 十万本

九等 四十万円 四十万本

計 五十四万六千二百二十二本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十二回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百万枚 四億円  
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年一月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年一月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級  
当せん金 当せん本数

一等 百万円 二十本

二等 五十万円 百六十本

三等 一千万円 千六百本

四等 二千万円 八千本

五等 五百万円 八万本

六等 二百万円 四十万本

計 四十八万九千七百八十本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十三回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百萬枚 四億円  
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証券金額  
被封式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年一月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年一月一日

八 当せん金の額及び当せん数の  
等級  
当せん金 当せん本数

一等 三百萬円 八本

二等 五十萬円 百六十本

三等 一萬円 二千本

四等 二千元 四千本

五等 五百円 八萬本

六等 二百円 四十萬本

計 四十八万六千六百六十八本

九 注意事項  
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十四回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
三百萬枚 三億円  
（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六  
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額  
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額  
する場合がある。）

四 証券金額  
被封式  
一枚百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年一月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年一月一日

八 当せん金の額及び当せん数の  
等級  
当せん金 当せん本数

一等 十萬円 百五十本

二等 五百円 六萬本

三等 百円 九十萬本

計 九十六万五千本

九 注意事項  
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十五回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百万枚 六億円  
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証票金額  
一枚三百円

五 証票型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年二月一日から同月二十八日まで  
令和七年二月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

当せん金

二千万円

一千万円

三千万円

二千万円

七百万円

五百万円

三百万円

当せん本数

二万本

二十万本

二百万本

二千本

三万本

四万本

十万本

四十万本

計

五十四万六千二百二十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十六回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百万枚 六億円  
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証票金額  
一枚三百円

五 証票型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年二月一日から同月二十八日まで  
令和七年二月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

当せん金

千万円

一千万円

三千万円

二千万円

七百万円

五百万円

三百万円

当せん本数

四万本

二十万本

二百万本

二千本

三万本

四万本

十万本

四十万本

計

五十四万六千二百二十四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第百三十七回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和七年二月一日から同月二十八日まで

令和七年二月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん数の

当せん本数

八本

一等

五百万円

八十本

二等

五十万円

八百本

三等

二十万円

四千本

四等

五万円

八万本

五等

二万円

四十万本

六等

二万円

四十万本

計

四十八万四千八百八十八本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第百三十八回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和七年二月一日から同月二十八日まで

令和七年二月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん数の

当せん本数

一等

百万円

二十本

二等

五十万円

百六十本

三等

二十万円

千六百本

四等

五万円

八千本

五等

二万円

八万本

六等

二万円

四十万本

計

四十八万九千七百八十本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十二号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百三十九回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
三百万枚 三億円

（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六  
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額  
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額  
する場合がある。）

一枚百円

被封式

令和七年二月一日から同月二十八日まで  
令和七年二月一日

四 証票金額  
証票型式  
五 発売期間

六 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

一等 当せん金 当せん本数

二等 十万円 百五十本

三等 五百円 六万本

計 九十六万五千本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十三号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百四十回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
百五十万枚 七億五千万円

（二億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位  
（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売  
総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で  
増額する場合がある。）

一枚五百円

被封式

令和七年三月一日から同月三十一日まで  
令和七年三月一日

四 証票金額  
証票型式  
五 発売期間

六 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

一等 当せん金 当せん本数

二等 五千万円 三本

三等 百万円 十五本

四等 一万円 二百二十本

五等 五千円 七百五十本

六等 千円 三千本

七等 七百元 三万本

八等 五百円 七万五千本

九等 三百円 三十万本

計 四十一万三千八百八十八本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十四号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第四百十一回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 六億円

三 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証票金額 一枚三百円

五 証票型式 被封式

六 発売期間 令和七年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 四十本

二等 百万円 二十本

三等 一万円 二百本

四等 三千円 千本

五等 二千円 二千本

六等 千円 三千本

七等 七百元 四万本

八等 五百円 十万本

九等 三百円 四十万本

計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十五号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第四百十二回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

三 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式

六 発売期間 令和七年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 二百万円 二十本

二等 一百万円 四十本

三等 五千元 八百本

四等 二千元 千八百本

五等 千円 六千本

六等 七百元 一万二千本

七等 五百円 二万本

八等 四百円 六万本

九等 二百円 四十万本

計 五十万一千二十本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百四十三回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百万枚 四億円  
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ  
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。）

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金

等 級  
当せん本数

一等 三百万円 八本

二等 五十万円 百六十本

三等 一十万円 二千本

四等 二万円 四万本

五等 五百円 八万本

六等 二百円 四十万本

計 四十八万六千六百六十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和六年十一月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第百四十四回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
三百万枚 三億円  
（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六  
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額  
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額  
する場合がある。）

四 証券金額  
一枚百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和七年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和七年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金

等 級  
当せん本数

一等 十万円 百五十本

二等 五万円 六万本

三等 一万円 九十万本

計 九十六万五千五百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。
- (二) 証券は、転売できない。

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 発行   | 東京                                                      |
| 電話   | 東京都新宿区西新宿三丁目八番一<br>号 〇三(五三二)一一一一(代)                     |
| 郵便番号 | 163-8001                                                |
| 定価   | 本号<br>一箇月 六、六〇〇円<br>(郵送料を含む)                            |
| 印刷所  | 三鈴印刷株式会社<br>東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一<br>電話 〇三(五二七六)〇八一一(代) |
| 郵便番号 | 101-0051                                                |